

令和5年度

海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業

公募要領

令和5年9月

国土交通省総合政策局海洋政策課

事務局：PwC コンサルティング合同会社

## 1. 実証事業の目的

我が国の沿岸・離島地域では、水産業、海上輸送等により海域が利活用されているだけでなく、近年では洋上風力発電、海洋観光等での新たな海域利活用が進展しつつある一方で、高齢化・過疎化による担い手不足、老朽化が進むインフラの管理、海域の自然環境劣化等の課題を抱えている。

本事業は、沿岸・離島地域の課題解決のため、海の次世代モビリティ（以下「次世代モビリティ」という。）に係る技術・知見の活用及び現地に実装するための必要事項を検証することを目的として、その検証に資する実証実験を公募するものである。

## 2. 公募対象

### 2.1. 実証実験の要件

以下のすべての要件に該当する実証実験を公募対象とする。

- (1) 次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するものであること。なお、次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROV など、推進力を有し海上又は海中を自律又は遠隔操作で浮遊し移動することのできるツールを指す。
- (2) 我が国沿岸・離島地域における海域利活用の課題に対応した実証実験であること。
- (3) 次世代モビリティの製品化・サービス化に向けた実証実験であること。
- (4) 「海の次世代モビリティの製造・運用者」及び「実証結果を評価するユーザー（地方自治体や海域を利用する事業者等）」が共同で実施・評価する実験体制が実証の開始時までに構築されていること。
- (5) 実証実験に係る水域の利用に関する関係者の了解が得られている又は得られる見込みであること。
- (6) 実証実験の結果を広く一般に公表することが可能なものであること。

なお、以下の要素を持つ場合も公募対象に含める。

- ① 内水面を利用して実施する実証実験であっても、我が国沿岸・離島地域における利活用を想定したもの
- ② 応募時点で国又は地方自治体、民間事業等のプロジェクトにおいて、既に一定の取り組みを開始しているもの

### 2.2. 応募者の要件

共同実施者を含め、応募者は以下のいずれかに該当することを条件とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他

公的研究開発機関

- (2) 特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 日本に登録されている民間企業等（民法、商法その他法律により設立された法人）
- (4) 地方公共団体

### 3. 実証実験の事業スキーム

#### 3.1. 事業の実施概要

公募・審査の結果、採択された実験参加者（以下「実験参加者」という。）は、国土交通省の「海の次世代モビリティの活用促進に向けた調査検討及び実証事業運営業務」の受託者であるPwCコンサルティング合同会社（以下「事務局」という。）との契約の上で実証実験を実施する。

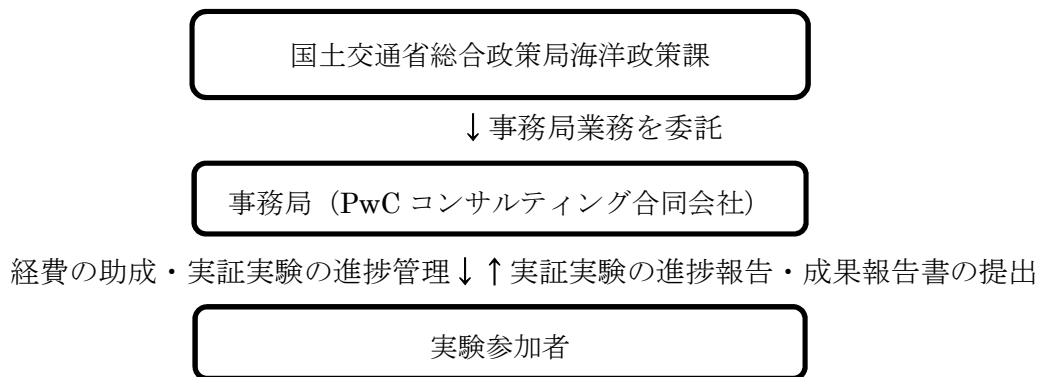


図 本事業のスキーム

#### 3.2. 事業スケジュール

本事業に係るスケジュールは、以下を予定している。

令和5年 9月15日（金） 14:00	公募要領説明会
10月2日（月） 13:00	応募書類提出期限
10月中旬	実験参加者の選定結果の公表・通知
10月中下旬	実証実験の開始時期
令和6年 1月31日（水）	実証実験の終了期限
2月14日（水）	実験経費の精算書類の提出期限
”	実証実験の最終報告書提出期限
3月上旬	最終成果報告会の開催

#### 3.3. 実証実験経費に対する助成

実証実験を行うために直接必要な経費は、本事業全体の実施予算の範囲内において、事務局が実験参加者のうち代表となる法人（以下「代表者」という。）と別途交わす契約に基づい

て、以下の表に掲げる項目に限り、事務局より代表者に対して実費を支出する。なお、実費の支払いは精算書類提出日の翌月の予定である。実証実験の採択件数は5件程度とし、事務局から代表者に対して助成する経費については、実証実験一件あたりの助成上限額を500万円（消費税込み）とするが、助成上限額を上回って助成する場合がある。その場合、採択の通知時に採択者に対してその旨を通知するとともに、事務局との協議を経て増額を決定することとする。なお、実証実験の内容に応じて助成額を査定する場合があることから、実証実験が採択されたとしても、助成希望金額通りに必ずしも助成されるものではないことに留意すること。また、実証実験を行うために直接必要な経費であっても、国又は地方公共団体の他の事業によって助成の対象としてすでに計上されている経費は、本事業の助成の対象外とする。

表 対象経費区分

	大項目	中項目	内容
直接経費	物品費	消耗品費	<p>実証実験の実施に直接要した物品であって、耐用年数1年未満の物品（但し、当該実証実験のみで使用されることが確認できるものに限る）又は取得価格10万円未満の物品の購入に要する費用</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェア ※バージョンアップを含む</li> <li>・図書、書籍</li> <li>・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等</li> <li>・工具、実験器具類</li> </ul> <p>等</p>
	人件費 ・謝金	人件費	<p>実証実験に直接従事した者の人件費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験に直接従事した代表者及び共同実施者の従業員等</li> </ul> <p>※本実証の趣旨に鑑み、労働基準法の適用を受ける労働者であって同法における管理監督者に該当しない者など、時間外手当を支給することとされている者のみを対象として、実証実験に従事した時間相当分の人件費を支給する。なお、実証実験に従事した時間を証明するものとして、業務従事日誌を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員</li> <li>・技術補佐員、事務補佐員等</li> </ul> <p>※補助的な作業に対する、その人件費支払いを客観的に示すことができるものに限る。</p> <p>※人件費の算定にあたっては、提案者の給与規程等による</p>

大項目	中項目	内容
		ものとする。 ※人件費は総額で助成金額の50%を上限とする。
	謝金	<p>実験参加者以外の第三者による、実証実験の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金</li> <li>・ 講演会等の謝金</li> <li>・ 個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）</li> <li>・ データ・資料整理等の役務の提供への謝金</li> <li>・ 通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱）</li> <li>・ 学生等への労務による作業代</li> <li>・ 被験者の謝金</li> </ul> <p>等</p> <p>※代表者が直接支出した経費のみを助成対象とし、代表者以外の実験参加者が支出した経費は助成対象外とする。</p> <p>※謝金の算定にあたっては、提案者の謝金支給規程等によるものとし、謝金支給規程等のない提案者にあつては謝金の標準支払基準（平成27年3月6日各府省等申合せ）を準用するものとする。</p>
旅費	旅費	<p>旅費に関わる以下の経費</p> <p>① 実証実験を実施するにあたり主体的に業務を担当する者及び補助員の国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当）</p> <p>② 上記①以外の実証実験への協力者に支払う、実証実験の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当）</p> <p>等</p> <p>※旅費の算定にあたっては、提案者の旅費規程等によるものとし、旅費規程等のない提案者にあつては国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）を準用するものとする。</p> <p>※旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。やむを得ない事情とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）を準用するものとする。</p>
その他	外注費	実証実験に直接必要な装置の改造、メンテナンス、データの

大項目	中項目	内容
		分析等の外注にかかる経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・本実証を目的として機体を操作、保守、修理、改造を行うための費用</li> <li>・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、部材の加工等の業務請負</li> <li>・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）</li> </ul> 等 ※代表者が直接支出した経費のみを助成対象とし、代表者以外の実験参加者が支出した経費は助成対象外とする。
	印刷製本費	実証実験にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等実証実験の実施に必要な書類作成のための印刷代</li> </ul> 等
	会議費	実証実験の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借料</li> </ul> 等
	通信運搬費	実証実験の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話料、ファクシミリ料</li> <li>・インターネット使用料</li> <li>・宅配便代</li> <li>・郵便料</li> </ul> 等
	光熱水料	実証実験に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	その他（諸経費）	上記の各項目以外に、実証実験の実施に直接必要な経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等※の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料</li> <li>※実験に用いる機器（ASV、AUV、ROV）も対象とする</li> <li>・保険料（実証実験に必要なもの）</li> </ul>

	大項目	中項目	内容
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込手数料</li> <li>・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等）</li> <li>・廃材等処理代</li> <li>・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）</li> </ul> 等

## 4. 審査基準

提出された企画提案書について、2.1.及び2.2.に示す要件を満たしているか確認したのち、以下の審査基準への適合性を総合的に評価して、採択する実証実験を選定する。

### 4.1. 課題認識の的確性

- (1) 「第4期海洋基本計画（令和5年4月28日閣議決定）」<sup>1</sup>や、「第5期国土交通省技術基本計画（令和4年4月28日国土交通省）」<sup>2</sup>、「海における次世代モビリティに関する産学官協議会とりまとめ（令和3年3月）」<sup>3</sup>に示した社会的課題解決や政策推進に資するものであること。
- (2) 次世代モビリティにより解決に寄与する海域利活用の課題や利用者のニーズが明確であり、当該課題の解決に係る次世代モビリティの利活用の意義が明確であること。
- (3) 本実証事業が終了した後の事業化または社会実装の実現に向けた道筋が具体的であること。

### 4.2. 実験内容の的確性

- (1) 実証実験の実施地域における利用者のニーズに的確に対応した実験内容となっていること。
- (2) 次世代モビリティの新しい利活用の可能性を立証するための実験となっていること。
- (3) 企画提案時点での技術成熟度(TRL)<sup>4</sup>及び当該実験により到達を目指すTRLについて、自己評価とその評価理由が的確であること。
- (4) 実証実験の実施期間内に遂行可能かつ具体的な実験スケジュールとなっていること。
- (5) 代表者と共同実施者の役割分担や協力体制が明確かつ実験内容に対応した内容になっており、沿岸自治体や課題解決に知見を有する有識者等の協力を得られるなど、実験を的確に実施できる体制が構築されていること。
- (6) 実証実験の効果検証のための項目に利用者視点での評価が的確に盛り込まれており、実証実験前後での効果検証が行われるなどその効果検証方法が適切かつ明確にされていること。
- (7) 必要な経費の見積もりが、実験内容に対応した具体的な内容になっていること。

### 4.3. 発展性

- (1) 他地域でも適用可能な技術の導入・活用がなされ、普遍性が見込めること。
- (2) 実証実験の実施地域における広報活動などを通じて当該地域における次世代モビリティの認知度向上に資するものであること。

---

<sup>1</sup> [https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku_honbun.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001479986.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean\\_policy/seamobi.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobi.html)

<sup>4</sup> 第4回海における次世代モビリティに関する産学官協議会（令和3年3月16日）資料5 P.1  
参照（資料5 URL）<https://www.mlit.go.jp/common/001391343.pdf>



#### 4.4. 事業経済性

- (1) 見込んでいる当該分野の市場規模や事業規模等に基づき、費用対効果の算出根拠となる項目を、応募時点で実証事務局に提供できること。費用対効果の算出根拠となる項目とは具体的には以下を想定している。

項目例) 初期コスト (環境整備費等)、導入コスト (イニシャルコスト)、運用コスト (ランニングコスト)、導入効果 (削減可能な人件費、作業品質の向上・均一化により創出される付加価値等)

※本実証の補助金額に関わらず、応募するユースケースの社会実装を見込んだ場合の費用対効果の算出根拠となる項目が整理されていることを求めるものとする。本実証事業を通じて、具体的な費用等の算出を検討すること。

#### 5. 説明会の開催

公募要領の説明会を以下のとおり開催する。説明会への参加にあたって、電子メールにて以下に示す連絡先に申込期限までに連絡することとし、そのメール件名は「海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業 説明会申込」と記載の上、連絡先として、法人名、出席者全員の氏名、メールアドレス、電話番号を本文に明記すること。また、Web会議入室時は、参加者の組織名、氏名が分かるようにすること。なお、応募にあたって、説明会への参加は任意とする。

開催日時：令和5年9月15日（金）14:00～

開催方法：Web会議（Webex）

連絡先：海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業事務局

メールアドレス：hqt-sea-mobi2@gxb.mlit.go.jp

申込期限：令和5年9月14日（木）12:00

#### 6. 応募方法

##### 6.1. 応募書類

応募にあたっては、実証実験の提案1件ごとに、以下の書類を作成すること。

- ① 企画提案書（Microsoft Word形式）【様式1】
- ② 概要説明シート（Microsoft PowerPoint形式）【様式2】
- ③ 共同実施者を含む応募者の法人概要に関する書類（様式は指定しないため、会社パンフレット等の提出でも可とする。）

※2.2.(2)又は(3)に該当する法人分のみの書類作成で差し支えない

(様式の入手先) [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean\\_policy/sosei\\_ocean\\_fr\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/sosei_ocean_fr_000017.html)

##### 6.2. 応募書類の提出先・提出期限

代表者が、6.1.項に示す応募書類を以下の提出期限までに電子ファイルで事務局に提出すること。電子ファイルの提出方法はメール添付とする。ファイルサイズは20MB以下となるよう

にすること。ファイルサイズが20MBを超える場合は、ファイルを分割して提出すること。

提出先：海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業事務局

メールアドレス：hqt-sea-mobi2@gxb.mlit.go.jp

提出期限：令和5年10月2日（金）13:00（必着）

## 7. 採択に係る留意事項

### 7.1. 審査方法

提出された応募書類について、次の要領で審査を行うものとする。

- (1) 事務局が審査委員会を開催の上、提案内容の評価を実施し、採択する実証実験を決定する。なお、必要に応じて応募者に対しヒアリング等を実施し、企画提案書の内容を確認することがある。
- (2) 審査の結果については、応募書類を提出した代表者に対し、事務局から個別に採否を通知する。

### 7.2. 採択後の手続き

実験参加者の代表者は、実証実験の実施に先立ち、次の事項に留意して手続きを行うものとする。

- (1) 実証実験の計画について、代表者は採択後に事務局と調整の上、企画提案の内容に基づいて具体化を行う。
- (2) 代表者は、事務局と契約手続きを行う。

## 8. 契約後の責務等

### 8.1. 関係法令の遵守及び損害賠償等

実証実験の実施にあたっては、実験参加者は関係法令を遵守すること。また、実証実験は実験参加者の責任で行うものとし、実証実験の実施に関して実験参加者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、当該実験参加者がその費用を負担するものとする。なお、万一事故が発生した場合には、代表者は遅滞なく事務局に報告するものとし、その後の対応を事務局と協議すること。

### 8.2. 実証実験の進捗及び結果の報告

代表者は、実証実験の実施期間中、月に1回程度の頻度で、事務局に対し実験の進捗状況を書面で報告することとする。必要に応じて、Web会議等での進捗報告も実施する。また、代表者は、実証実験により得られた結果の最終報告書について、事務局が別途定める様式に従って作成し、3.2.項に示す期限までに事務局に提出することとする。

なお、事務局に対し提出のあった報告書等については、国土交通省が自由に公表及び活用できるものとする。

### 8.3. 成果等の発表

代表者は、実証実験の実施によって得られた最終結果について、事務局が開催する最終成果報告会において報告することとする。また、国土交通省が実施する「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」において、実証実験の進捗状況や成果の発表用に資料提供等の協力を行うものとする。

### 8.4. 知的財産権の帰属

実証実験を実施することにより発生した8.2.項に示す報告書等以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、実験参加者に帰属するものとする。

- ・ 実証実験により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国土交通省に報告すること。

### 8.5. 実験経費の精算

実証実験の精算にあたっては、事務局が別途定める様式に基づいて、使用した経費に関わる「実績報告書」を作成し、事務局に提出することとする。また、実績報告書に記載した経費の支払いを確認できる書類（契約書、領収書、請求書等）について、事務局から確認を求める場合があるため、事業終了後、3カ月間保管するものとする。

なお、水域の利用に関する関係者との調整が完了せず、実証実験が行われなかった場合は精算を行わない。

### 8.6. 再委託の禁止

実験参加者が、第三者に作業を外注し請負等に付する場合は、実験参加者から請負等を付された第三者が、さらにその作業の一部または全部を請負等に付してはならない。

## 9. 問い合わせ

本事業に関し、問い合わせを随時受け付ける。問い合わせは、以下に示す連絡先に電子メールにて行うものとし、メール件名に「海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業 問い合わせ」と記載の上、問い合わせ事項、連絡先（法人名、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号）を本文に明記すること。

<連絡先>

海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業事務局

メールアドレス： : hqt-sea-mobi2@gxb.mlit.go.jp